

平成30年度

第9回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

## 千葉県農業委員会総会議事録

平成30年12月13日、千葉県農業委員会会長 長谷部 衡平は、平成30年度第9回千葉県農業委員会総会を千葉中央コミュニティセンター8階千鳥・海鷗に招集した。

### <会議に付した議案>

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	10件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	9件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について	1件
議案第5号	農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）	1件
議案第6号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	1件
議案第7号	生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について	2件
議案第8号	千葉県農用地利用集積計画（案）の決定について	87件
議案第9号	農用地利用配分計画（案）の意見について	5件
報告第1号	農地法3条の3の規定による届出について	8件
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	12件
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	25件
報告第4号	地目変更について	13件
報告第5号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）	1件

<出席委員> (16名)

1番	石井一也	2番	市原律子
3番	横山清亮	4番	小川友安
5番	清宮惠理子	6番	齊藤憲次
7番	浅川政明	8番	長谷川秀明
9番	高橋芳和	10番	竹下洋一
11番	秋庭重樹	12番	中村浩道
13番	西郡高夫	14番	伊原茂久(職務代理者)
16番	長谷部衡平(会長)	17番	梶本泉

<欠席委員> (1名)

15番 齊藤元治

<事務局説明員>

次長	岡本茂之	次長補佐	橘  蘭  俊  朗
農地指導班長	今井正隆	農地利用最適化推進班長	福  島  悟
農地審査班長	江上章子		

開 会 （午前10時00分）

議長  
(長谷部会長)

ただいまより、平成30年度第9回千葉市農業委員会総会を開会いたします。

お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。

本日の出席委員は、17人中16人で総会は成立しております。

それでは、議事に入ります。

はじめに、日程第1「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。

議席番号 7番 浅川 政明 委員

議席番号 8番 長谷川 秀明 委員

のご両名にお願いいたします。

続きまして、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事前審査第1班班長、説明をお願いします。

事前審査第1班  
(西郡班長)

ご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。

はじめに第1項です。

本項は第2項及び第3項と関連案件ですので一括してご説明いたします。

お手元の資料1ページから4ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります中央区松波1丁目に所在する法人が、義務者であります、第1項は花見川区検見川町1丁目に在住の方が所有する稲毛区長沼原町の農地を、第2項は市原市番場に在住の方が所有する緑区高田町の農地を、第3項は緑区高田町に在住の方が所有する同区同町の農地を、新規就農のため、第1項は所有権を移転、第2項及び第3項は賃借権を設定するものです。

面接した権利者によりますと、新規に就農して観光農園やイン

ターネットを通じた販売を計画しているとのことです。

申請地の取得後の作目は、ブルーベリーを予定しております。

次に第4項です。

お手元の資料5ページから9ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区西都賀3丁目に所在する法人が、義務者であります緑区大木戸町に在住の方が所有する同区同町の農地を、新規就農のため、所有権を移転するものです。

面接した権利者によりますと、知人の協力を得ながら新規に就農し、経営規模の拡大を目指すとのことです。

申請地の取得後の作目は、シイタケを予定しております。

次に第5項です。

お手元の資料10ページから12ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります中央区汐見丘町に在住の方が、義務者であります緑区辺田町に在住の方が所有する同区平山町の農地を、新規就農のため、賃借権を設定するものです。

面接した権利者によりますと、農業大学校での研修や農家の営農補助の経験を活かして新規に就農し、経営規模の拡大を目指すとのことです。

申請地の取得後の作目は、落花生を予定しております。

次に第6項です。

お手元の資料13ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります中央区生実町に在住の方が、義務者であります若葉区小倉台4丁目に在住の方外1名が所有する緑区大金沢町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、落花生を予定しております。

次に第7項です。

お手元の資料14ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります四街道市成山に在住の方が、義務者であります稲毛区六方町に在住の方外1名が所有する稲毛区小深町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、ネギを予定しております。

次に第8項です。

お手元の資料15ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区高根町に在住の方が、義務者であります同区同町に在住の方が所有する同区同町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。

次に第9項です。

お手元の資料16ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区野呂町に在住の方が、義務者であります同区同町に在住の方が所有する同区同町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、栗を予定しております。

第10項については、議案第5号と一体案件ですので、後程併せてご説明いたします。

事前審査第1班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議 長  
(長谷部会長)

ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等ございますか。

橋本委員

第4項について、代表者1名、アルバイト14名で大規模なシイタケ栽培を行うこと、また初年度の生産収益額が高額であることについて市の農政センターはどのように考えていますか。

また施設を建てることによる雨水の周辺への影響やその処理方法はどのように考えていますか。

事務局

営農計画書について市の農政センターに確認を行い、①迅速な商品パッケージの必要性について、②人件費の算出について、③生産ロスについて、④販売ルートの確保について、⑤単価の妥当性についての計5点の指摘を受け、これらの指摘について申請者に確認を行い、回答を得ています。

雨水や下水の排水については、法規制上の処理方法の義務付けはありませんが、大規模な施設になるため、申請者に改めて確認を行い、浸透柵等の設置についても検討するとの回答を得ています。

梶本委員

雨水、排水については、対象農地が農振農用地域にあるためハウス設置後に農政センターで定期的な見回りをしていただきたいと思います。

梶本委員

第5項について、作目がオオマサリで生産収益額が100万と想定されていますが、作付け時期が限定される作目になるため新規就農者が作る作目として妥当性があるのでしょうか。また生産物の処理方法について直売としていますが、申請者自身が直売所をお持ちになっているのでしょうか。

事務局

申請者については手伝いというかたちでオオマサリを生産しており、栽培経験という観点からの心配はないと考えます。営農計画書についても市の農政センターに確認を行いましたが、特に指摘もありませんでした。

また生産物の処理方法については、現在は他の事業をしているため、今後農業で生計が立てられるようになったときに直売のルートを模索していくことになると思います。

議長  
(長谷部会長)

他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。  
事前審査第1班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議 場

—— 挙手 ——

議 長  
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第1号は、第10項を除き許可と決定いたします。

議 長  
(長谷部会長)

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。

それでは、事前審査第1班班長、説明をお願いします。

事前審査第1班  
(西郡班長)

ご説明いたします。議案書の6ページをご覧ください。第1項です。

お手元の資料25ページをご参照ください。

本案件は、専用住宅用地とするものです。

申請地は、JR土気駅から北西に約2kmに位置する農地です。

農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

被害防除は、汚水は合併浄化槽及び蒸発散装置で処理します。

雨水は浸透柵で処理します。

また、土堰堤を設置して土砂の流出を防止します。

他法令関係は都市計画法に該当し、現在手続き中です。

事前審査第1班としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議 長  
(長谷部会長)

ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等ございますか。

橋本委員

第1項について、農地区分が第2種農地と判断されています



が、どのような基準で判断されたのでしょうか。

事務局

まず申請地が第3種農地の要件に該当するか、次に第2種農地の3要件に該当するか、それにも該当しない場合第1種農地の要件に該当するかを判断し、いずれの場合にも該当しない農地については第2種農地という判断をします。本案件がこのケースに該当しますので、第2種農地という判断をしました。

長谷川委員

10haの一団の農地について、どのような基準に従って判断しているのでしょうか。また判断の際に、農道がある場合はどのように取り扱うのでしょうか。

事務局

申請地について、それに隣接する農地がどこまで広がっているかについて面積を計算して確認を行い、10ha以上になった場合は第1種農地として判断します。

また農道は一団の農地としてみなし、自動車専用道路、国道、県道、中央分離帯や防護柵等の工作物を備えた道路等が分断の対象になります。

議長  
(長谷部会長)

他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。  
事前審査第1班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長  
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第2号は、許可と決定いたします。

議 長  
(長谷部会長)

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」及び議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を一括して上程いたします。

事前審査第1班班長、説明をお願いします。

事前審査第1班  
(西郡班長)

ご説明いたします。はじめに議案第3号ですが、第1項から第6項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。

第1項です。

議案書7ページをご覧ください。

資料は26ページから28ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、建売分譲住宅用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、JR幕張駅から北東に約800mに位置する農地です。

農地区分は、駅から1km以内の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

被害防除は、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透施設にて流出抑制後、側溝に接続します。

また、ブロックを設置し土砂の流出を防止します。

他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続中です。

次に、第2項です。

お手元の資料29ページから31ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、駐車場用地とするため、賃借権を設定するものです。

申請土地は、千葉北インターチェンジから北東に約700mに位置する農地です。

農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。

現況は休耕地で、周辺は農地と資材置場が混在しております。

被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。

また、小堰堤を設置して土砂の流出を防止します。

次に、第3項です。

お手元の資料32ページから34ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、貸資材置場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉北インターチェンジから北東に約1kmに位置する農地です。

農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。

現況は農地で、周辺は農地と資材置場が混在しております。

被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。

また、ブロックを設置して土砂の流出を防止します。

次に、第4項です。

お手元の資料35ページから37ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、資材置場用地とするため、賃借権を設定するものです。

申請土地は、JR四街道駅から南西に約2.5kmに位置する農地です。

市街地の区域等から500m以内の農地で10ha未満の広がりであることから第2種農地と判断いたしました。

現況は農地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。

また、土留め板を設置して土砂の流出を防止します。

次に、第5項です。

お手元の資料38ページから40ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、太陽光発電施設用地とするため、地上権を設定するものです。

申請土地は、中野インターチェンジから南西に約1kmに位置する農地です。

農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。

現況は休耕地で、周辺は農地と山林が混在しております。

被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。

また、盛土を設置して土砂の流出を防止します。

他法令関係は再生可能エネルギー特別措置法に該当し、現在手続き中です。

次に、第6項です。

お手元の資料41ページから43ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、太陽光発電施設及び資材置場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、JR土気駅から北に約1kmに位置する農地です。

農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。

現況は農地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。

また、素掘り側溝を設置し、土砂の流出を防止します。

他法令関係は再生可能エネルギー特別措置法に該当し、現在手続き中です。

次に、第7項です。

本項は第8項と議案第4号と関連案件ですので、一括してご説明いたします。

お手元の資料44ページをご参照ください。

本案件は、平成30年度第5回総会で審議された案件ですが、事業の独立のために新子会社を設立したため、事業承継として計画変更申請に至ったものです。

事業計画については前回許可申請時より変更はありませんが、再度ご説明いたします。

本案件は、特定流通業務施設用地とするため、第7項は所有権を移転、第8項は賃借権を移転するものです。

申請土地は、武石インターチェンジから北東に約2kmに位置する農地です。

農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。

被害防除は、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透槽にて流出抑制後、側溝に接続します。

また、ブロックを設置し土砂の流出を防止します。

他法令関係は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び都市計画法に該当し、それぞれ許可済みです。

本案件は合計転用面積が20,000㎡を超えることから、許可権限が千葉市農業委員会ではなく、千葉市農業委員会にて意見を決定後、許可の判断は千葉県知事が行うこととなります。

次に、第9項です。

お手元の資料45ページをご参照ください。

本案件は、駐車場用地とするため、使用貸借権を設定するものです。

申請土地は、京成千原線おゆみ野駅から南東に約1kmに位置する農地です。

農地区分は、駅から1km以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、雨水を自然浸透にて処理します。

事前審査第1班としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長  
(長谷部会長)

ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等ございますか。

横山委員

議案第4号について、所要金額が倍に変更されていますがどのような理由があるのでしょうか。

事務局

理由としては、①国内建設需要の増加による建設費の高騰によるもの、②建設する流通業務施設に入るテナントからの高規格性

能の要望によるもの、③耐震構造の見直しによるもの、④地質調査に基づく地盤改良及び基礎工法の見直しによるもの、これらの理由により所要金額の見直しが図られたとのことです。

議 長  
(長谷部会長)

他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。  
事前審査第1班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議 場

———— 挙手 ————

議 長  
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第3号は第7項及び第8項については許可相当、それを除く議案第3号については許可、議案第4号は承認と決定いたします。

議 長  
(長谷部会長)

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）」及び関連案件である議案第1号第10項を上程いたします。

事前審査第1班班長、ご説明願います。

事前審査第1班  
(西郡班長)

議案書の14ページをご覧ください。

第1項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。

本件は、議案書の5ページにあります、議案第1号第10項との関連案件ですので一括してご説明いたします。

資料17ページから24ページの位置図、公図、土地利用計画図を御覧ください。

本件は、木更津市に本店を置く法人が、東金市に在住の方が所有する緑区越智町の畑、2筆において「営農型太陽光発電設備」を設置したいというものです。

議案第1号第10項においては、太陽光パネル設置にあたり、

農地の上空を利用するため区分地上権を設定します。

議案第5号第1項においては、農地に設置する支柱部分について、一時的に転用します。

施設の概要としては、設置面積1,906.50平方メートル、農地接地面積16.29平方メートル、出力143キロワット、所用金額は4,880万円となります。

一時転用期間は平成31年2月1日～平成34年1月31日の3年間です。

下部の営農については、土地所有者が行い、サカキを作付する旨、営農計画が提出されています。

事前審査第1班といたしましては、特に問題ないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長  
(長谷部会長)

ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

橋本委員

作物がサカキとなっていますが、サカキは農産物に該当するのでしょうか。

事務局

サカキについては肥培管理されているかどうか農地として取り扱うかの基準になりますので、本案件のように植木として肥培管理を行い、販売しているような場合は農地になります。またサカキについては営農型太陽光発電を行う際に日陰でも育つという性質があるため、全国的に作物として選ばれる傾向があります。

浅川委員

桃の葉や花木を畑に植えて生産している方がおりますので、サカキについても同様の取扱いになるのではないかと思います。

議長  
(長谷部会長)

千葉県農業会議においても営農型太陽光発電の下でサカキを栽培することについて許可された事例があったと記憶しております。

橋本委員

営農型太陽光発電について、本来一時転用である営農型太陽光発電に対して、恒久的な区分地上権の設定を行っているのはどのような理由があるのでしょうか。

事務局

営農型太陽光発電につきましては、太陽光パネルの部分が上空に置かれることとなりますので、電線等と同様に区分地上権を設定します。また国の指針に沿うかたちで区分地上権の期間についても3年間の許可ということで、一時転用期間に合わせることであります。

横山委員

一時転用の手続きを通じて、なし崩し的に第1種農地に太陽光パネルが設置されていることについて、本来の制度趣旨とは違うように思われますが事務局としては問題意識を持っていますか。

事務局

営農型ということで農地を農地のまま使用し、上空で太陽光発電を行うものですし、農地法上も認めていますので特に問題はないと考えます。

清宮委員

区分地上権について、国の指針で3年間になった経緯についてどのような理由があるのでしょうか。

事務局

元々、営農型太陽光発電の支柱部分については3年ごとの一時転用でしたが、区分地上権については20年となっていたため整合性を取るために3年で統一したものと考えます。また毎年2月に作付けの結果について報告を提出してもらい、3年後の再度許可の際に、総会にて過去3年間の営農状況について報告すること



になります。

梶本委員

当該農地における単収が同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね8割以上の収穫があるという営農型太陽光発電の許可基準がありますが、サカキの場合どのように比較するのでしょうか。

事務局

申請者が示した公的な機関の指標、もしくは事務局でそれに類する資料を探すことになると思います。

議長  
(長谷部会長)

他に質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
事前審査第1班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長  
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第5号及び議案第1号第10項は、許可と決定いたします。

議長  
(長谷部会長)

次に、議案第6号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を上程いたします。  
事前審査第1班班長、ご説明願います。

事前審査第1班  
(西郡班長)

説明いたします。  
議案書の15ページをご覧ください。

第1項です。  
若葉区殿台町在住の農業相続人が、父親が所有していた、同町

の畑6筆、合計面積4,608平方メートルを相続するにあたり、畑5筆、合計面積3,749平方メートルについて、相続税の納税猶予の適用を受けようというものです。

この農地について、11月30日に、鈴木推進委員が農地基本台帳及び現地調査を行い、「相続人が相続税の納税猶予の特例適用を受けるための、被相続人及び相続人の要件を満たしている」ことを確認していただきました。

事前審査第1班といたしましては、特に問題ないものと判断し、証明書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長  
(長谷部会長)

ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

議場

—— 質問・意見なし ——

議長  
(長谷部会長)

質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
事前審査第1班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

議場

—— 挙手 ——

議長  
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第6号は、承認と決定いたします。

議長  
(長谷部会長)

次に、議案第7号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について」を上程いたします。

事前審査第1班  
(西郡班長)

事前審査第1班班長、ご説明願います。

説明いたします。

議案書の16ページをご覧ください。

第1項です。

花見川区検見川町3丁目在住の方が所有しております、同区花園町の畑1筆、面積1,560平方メートルについて、買取り申出者の父が農業の主たる従事者であったことを、11月26日の現地調査により、笠川推進委員に確認していただきました。買取り申出の事由は、農業従事者の「死亡」によるものです。

第2項です。

若葉区高品町在住の方が所有しております、同町の田1筆、面積671平方メートルについて、買取り申出者の父が農業の主たる従事者であったことを、11月28日の現地調査により、鈴木推進委員に確認していただきました。買取り申出の事由は、農業従事者の「死亡」によるものです。

事前審査第1班といたしましては、特に問題ないものと判断し、証明書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議 長  
(長谷部会長)

ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

議 場

——— 質問・意見なし ———

議 長  
(長谷部会長)

質問、意見等ないようですので、採決いたします。

事前審査第1班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

議 場

—— 挙手 ——

議 長  
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第7号は、承認と決定いたします。

議 長  
(長谷部会長)

次に、議案第8号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたします。

それでは、事前審査第1班長、説明をお願いします。

事前審査第1班  
(西郡班長)

ご説明いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。

第1項は、若葉区谷当町在住の方の所有する同町の田1筆、面積3,155㎡を同町在住の農家の方に所有権を移転するもので、対価は120万円です。

第2項及び第3項は、千葉みらい農業協同組合の実施する農地利用集積円滑化事業に係る案件のため、一括してご説明します。農地利用円滑化団体の千葉みらい農業協同組合が、花見川区宇那谷町在住の農家の方の所有する同町の畑2筆、合計面積1,554㎡を賃借にて借り上げ、同区花見川在住の方に賃借権を引き続き設定するもので、設定期間は3年です。

第4項は、花見川区長作町在住の農家の方が、緑区平山町在住の方の所有する若葉区佐和町の畑1筆、面積5,000㎡に賃借権を引き続き設定するもので、設定期間は6年です。

第5項は、若葉区下泉町在住の農家の方が、稲毛区稲毛台町在住の方の所有する若葉区下泉町の田1筆、面積2,952㎡に賃借権を引き続き設定するもので、設定期間は3年です。

第6項から第9項は、権利者が同一のため、一括してご説明します。若葉区下田町在住の農家の方が、同区金親町在住の方、他5名の方の所有する若葉区大井戸町、更科町及び谷当町の田12筆、合計面積17,474㎡に賃借権を引き続き設定するもので、設定期間はいずれも10年です。

第10項は、緑区大椎町在住の農家の方が、同区小山町在住の方の所有する同区板倉町の田1筆、面積1,628㎡に賃借権を引き続き設定するもので、設定期間は3年です。

第11項は、旭市蛇園所在の「農地所有適格法人」が、緑区大木戸町在住の方の所有する同町の畑1筆、面積20,000㎡に賃借権を引き続き設定するもので、設定期間は6年です。

第12項から第14項は、権利者が同一のため、一括してご説明します。緑区上大和田町所在の「農地所有適格法人」が、同区下大和田町在住の方、他2名の所有する同区下大和田町の畑4筆、合計面積3,436㎡に賃借権を引き続き設定するもので、設定期間はいずれも6年です。

第15項は、緑区越智町在住の農家の方が、同区平山町在住の方の所有する同町の畑2筆、合計面積6,000㎡に賃借権を引き続き設定するもので、設定期間は10年です。

第16項から第87項は、農地中間管理機構の千葉県園芸協会が実施する農地中間管理事業に係る案件のため、一括してご説明します。件数が多いため別に農地中間管理事業利用権設定農地一覧を作成しておりますので、62ページから66ページをご参照ください。

千葉県園芸協会が緑区平川町在住の方、他86名の方の所有する田180筆、畑4筆、合計面積26万8,768.75㎡に賃借権又は使用貸借権を設定するもので、設定期間は第16項及び第18項から第56項が5年、ほかは10年です。

第1項から第87項までの合計面積は32万9,967.75㎡です。

本計画（案）は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地のすべてを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

事前審査第1班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長  
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただ今の事前審査第1班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。

清宮委員

第4項について、申請者はかなり広い面積を耕作されていますが、どのような作物を作っているのでしょうか。

事務局

そばを作っています。単収が低いということもあり広い面積での耕作を必要としていると考えられます。

横山委員

第16項以降について、どのようにして大規模な農用地利用集積計画をまとめることができたのでしょうか。

事務局

緑区平山町、緑区小食土町、緑区平川町の3地区で地域の話合いがまとまり、地域の担い手の方に農地中間管理機構を通じて農地の貸付けを行うこととなりました。

平山町では〇〇推進委員が中心となり地域との話し合いを重ね、結果的に〇〇推進委員が法人を設立し、農地を借り受けることとなりました。

小食土町については、昨年度から土地改良区を中心に話し合いを重ね、農地を整備したのち地域の担い手の方に農地を集積させるということで話がまとまりました。

平川町については、期間の更新の際に中間管理機構を通じて貸

し借りを行いたいという意向がありましたので、手続きを進めてきたという経緯があります。

議 長  
(長谷部会長)

他に質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
事前審査第1班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

議 場

—— 挙 手 ——

議 長  
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案8号は、原案どおり決定いたします。

議 長  
(長谷部会長)

次に、議案第9号「農用地利用配分計画案に係る意見について」を上程いたします

本案件は、総会にて審議を行う案件として、事前審査第1班では、事務局による議案説明を行い、意見決定は行っておりません。

また、本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、千葉市長からの依頼により意見を申述するものです。

本日、説明員として、市農政部の方の出席をお願いしておりますので、入室をお願いします。

—— 農政部入室 ——

それでは、「農用地利用配分計画」について市農政部より説明を願います。

農政部

議案第9号について、ご説明いたします。

25ページから60ページに記載のあります「議案第8号第16項から第87項」と併せてご覧ください。

本案件の説明に入る前に農地中間管理事業について、補足説明をさせていただきます。

農地中間管理事業による農地の貸し借りを成立させるには、貸し手と機構、機構と借り手の2段階の貸し借りの手続きをする必要があります。議案第8号第16項から第87項は前半の手続きで、これからご説明するのは後半の手続きに関するものです。

本案件は、農地中間管理事業の実施により、「議案第8号第16項から第87項」でご審議いただきました中間管理権取得予定農地を、農地中間管理機構である千葉県園芸協会が、経営規模の拡大を希望する担い手へ貸し付けるため、市長が農業委員会に対して、農用地利用配分計画（案）について、意見を求めるものです。

意見聴取後、農用地利用配分計画の県の認可を受け、機構と担い手の貸借が成立します。

67ページの第1項は、緑区平川町の畑3筆、面積計5,949㎡を、佐倉市春路在住の方に賃借権設定するもので、期間は、記載の※印の上から2筆が県の認可・公告の日から平成35年12月31日までの約5年となります。

また、記載の3筆目が県の認可・公告の日から平成40年12月31日までの約10年となります。

第2項は、緑区平山町の田35筆、畑1筆、面積計36,377㎡を、緑区平山町所在の法人に賃借権設定するもので、期間は、県の認可・公告の日から平成35年12月31日までの約5年となります。

68ページの第3項は、緑区平山町の田37筆、面積計58,231㎡を、緑区土気町所在の法人に賃借権設定するもので、期間は、県の認可・公告の日から平成35年12月31日までの約5年となります。

第4項は、緑区小食土町の田49筆、面積計68,058.7



5㎡を、緑区小食土町在住の方に賃借権設定するもので、期間は、県の認可・公告の日から平成40年12月31日までの約10年となります。

69ページの第5項は、緑区小食土町の田59筆、面積計100,153㎡を、緑区小食土町在住の方に賃借権設定するもので、期間は、県の認可・公告の日から平成40年12月31日までの約10年となります。

本案件は、「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項各号」に規定する要件を満たしているものと判断いたします。

説明は以上でございます。

議長  
(長谷部会長)

ただいまの農政部の説明について、質問等ございましたらお願いいたします。

なお、本案件に係る意見につきましては、市農政部退室後、改めて、お伺いいたします。

梶本委員

第2項について、法人としての経営面積がないようですが、中間管理機構を通じて農地の借受けをする際に借受人として登録ができるのでしょうか。

農政部

同法人は平山西部水利組合の組合長が新たに設立し、法人としての農地の所有はありません。ただ過去に農地中間管理機構を通じた法人の農地の借受けについて、犢橋土地改良区での農地の借受けにおいて農地を所有していない新設の法人が借受けを行った事例があります。そのため特に問題はないものと考えます。

梶本委員

第2項について、賃借料がキログラム単位で細かく設定されていますが問題はないのでしょうか。

農政部	面積に応じて細かく設定されたとのこと。
長谷川委員	第2項、第3項、第4項について、農地は現状のまま貸し借りをを行うということでしょうか。
農政部	<p>第2項、第3項は現状のまま貸し借りをを行います。対象は平山西部水利組合の管内の農地になります。</p> <p>第4項についても現状のまま貸し借りをを行うことになります。対象は小食土工区管理組合の管内の農地になります。</p>
長谷川委員	<p>第2項について、対象農地のなかには耕作放棄地となっているところもあるようですが、中間管理機構を通じて貸し借りが行われる際にそのような農地は整備されないで貸し借りが行われるということになるのでしょうか。</p>
農政部	<p>賃借料が「なし」となっている農地があり、これが耕作放棄地だと思われます。同法人は水稻栽培をメインとしていますが、畑作として野菜、花き等も考えているようですので、耕作放棄地となっている農地についても耕作ができる状態にしたうえで営農していくものと思われます。</p>
横山委員	第4項について、権利の設定を受ける方がご高齢ですが、後継予定者はいるのでしょうか。
農政部	後継予定者については息子さんがおり、兼業というかたちで水稻栽培を手伝っておりますので特に問題ないものと考えます。
議 長 (長谷部会長)	他に質問等無いようですので、ここで、農政部の方は、一旦退室をお願いします。

———— 農政部退室 ————

議 長  
(長谷部会長)

それでは、引き続き、ただいまの農政部の説明を踏まえ、千葉市に付すべき意見がありましたらお願いします。

議 場

———— 意見なし ————

議 長  
(長谷部会長)

付すべき意見が無いようですので、お諮りします。  
農用地利用配分計画について、「意見なし」と決定することと賛成の方は、挙手願います。

議 場

———— 挙 手 ————

議 長  
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第9号は、「意見なし」と決定いたします。

議 長  
(長谷部会長)

以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第1号から第5号までを一括して上程いたします。  
事務局より説明願います。  
報告案件について、ご説明いたします。

事務局

議案書の74ページをご覧ください。  
報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、相続等により農地の権利を取得した旨の届出があったもので、8件ございました。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局専決により、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の77ページをご覧ください。

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので議案書の78ページまでに12件ございました。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の79ページをご覧ください。

報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、土地所有者以外の者が市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の82ページまでに25件ございました。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の83ページをご覧ください。

報告第4号「地目変更について」は、申請地の現況について、農地であるか非農地であるか法務局から照会があったもので、13件ございました。農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。

議案書の84ページをご覧ください。

報告第5号「千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）」は、1件ございました。内容につきましては、11月の総会で審議されたもので、11月16日に開催された千葉県農業会議より「許可相当」との回答があり、許可指令書を交付いたしました。

報告案件につきましては、以上でございます。

議 長  
(長谷部会長)

ただいまの報告第1号から第5号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

議 場

———— 質問・意見なし ————

議 長  
(長谷部会長)

質問、意見等無いようです。  
これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。

議 長  
(長谷部会長)

以上をもちまして、平成30年度第9回千葉市農業委員会総会を閉会いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉 会 (午前11時50分)